

★ 広島県税規則の一部を改正する規則（規則第七十二号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法の一部が改正されたことに伴い、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、個人の県民税に係る寄附金控除の対象となる県内に事務所のない法人等で特に県民の福祉の増進に寄与する活動実績が認められる者に対する寄附金の指定等の手続について新たに定めた。

二 施行期日

平成二十一年四月一日